

CMS 保守サービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社シーライズ(以下、「弊社」という)は、弊社が定めた本約款をご了承いただいた上、CMS 保守サービス(以下、「本サービス」という)の利用契約(以下、「利用契約」という)を契約したお客様(以下、「契約者」という)に対し、本サービスを提供します。契約者には、本約款をご了承いただいたものと解釈します。
2. 本サービスは、弊社と別途定めるホスティングサービスの利用契約(ホスティングサービス約款)を締結されたお客様のご要望で付加することができます。
3. 別途、基本契約、個別契約を締結し、その内容が本約款の定めと矛盾するときは、個別契約、基本契約、本約款の順に優先します。

第2条 (約款の変更)

1. 弊社は、弊社の判断により本約款を変更することがあります。この場合、以後の本サービスの提供には料金その他の提供条件を含めすべて変更後の約款が適用されます。
2. 本約款を変更するときは、弊社は、当該変更により影響を受けることになるサービスの契約者に対して、弊社の定めた方法により事前にその内容を通知します。但し、やむを得ない場合は事後通知となることもあり得ます。

第3条 (サービス内容)

1. 契約者がWEBサイトの運営上、CMS を利用し作業を行う際に発生した疑問に対し、メールや電話等での操作説明を行います。
2. 契約者がWEBサイトの運営上、更新を行った際に発生したレイアウト崩れなどの修正を代行して行います。
3. サーバの障害や緊急停止などで、本サービスの対象データが喪失、破壊した場合、定期的にバックアップを実施したデータに復旧いたします。ただし、これは必ずしも直前の環境への復旧を保証するものではありません。なお、ホスティングサービスのみの契約のお客様は、初期稼働時のデータへの復旧となります。

第2章 利用契約

第4条 (利用契約の締結)

1. 利用契約は、弊社からその申込みを承諾する旨の通知が発信された時点で締結されたものとします。

第5条 (利用期間)

1. 利用期間は、前条の利用契約成立から1年間とします。
2. 利用期間満了の1ヶ月前までに申し出のないときは、同一条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様に更新するものとします。

第6条 (利用契約の単位)

1. 弊社との間に利用契約を締結できるのは、ひとつの利用契約につき一人または一法人、一団体のいずれ

れかに限ります。

第3章 料金等

第7条 (料金等)

1. 利用契約に基づく当サービス利用の対価(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。
 - (1) サービス月額費用:利用者が利用契約に基づくサービスの利用対価として支払う費用です。
2. 前項の料金は、別途定めるものとします。また、状況の変化に応じて弊社は料金等を改定することがあります。

第8条 (契約者の支払義務)

1. 契約者は、弊社に対し前条に定める料金等を弊社の規定する方法で支払うものとします。

第9条 (消費税)

1. 契約者が弊社に対し当サービスに関する料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該料金等の額に消費税を加算した額とします。

第10条 (遅延損害金)

1. 利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率12.0%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第11条 (料金等の支払期日)

1. 料金等の請求を受けた契約者は、弊社の指定する支払期限までにその料金等を支払うものとします。

第4章 雑 則

第12条 (通知)

1. 弊社または契約者の一府から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用契約または利用契約に基づく個別契約を変更、または解除する必要が生じた場合には、文書により通知するものとします。

第13条 (責任制限)

1. 弊社は、本サービスを提供するにあたって直接的または間接的に生じたいかなる障害についても、弊社に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負いません。また、弊社が責任を負う場合でも、利用契約に基づく本サービス利用の対価を超えて責任を負わないものとします。

第14条 (禁止行為)

1. 契約者は、以下に該当する行為を禁止する。下記の行為を行った場合、あるいは下記の行為を行う恐れがあると弊社が判断した場合、弊社は相当な期間を定めて催告の上、利用契約を解除することができる。
 - (1) 弊社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 弊社または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
 - (3) 弊社または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
 - (4) 公序良俗の反する内容の情報、文書及び図形等を他人に公開する行為。
 - (5) 法律に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
 - (6) その他弊社が不適切と判断する行為。

第15条 (期限の利益の損失について)

1. 契約者に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、契約者は弊社に対する債務の一部の期限の利益を喪失し、弊社は催告することなく利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 利用契約に基づく料金の支払いを遅延したときおよび履行しないとき。
 - (2) 支払いの停止、または破産、民事再生手続き開始、会社改正手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (3) 振り出した手形、または小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 第14条の禁止行為を行ったとき、そのた契約に違反したとき。
 - (5) 契約者としての地位が失われたとき、または不明になったとき。

第16条 (条項の無効について)

1. 万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または摘要不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性にはなんらの影響や支障が生じるものではありません。

第17条 (秘密保持)

1. 弊社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の秘密（通信の秘密を含みます）を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

第18条 (紛争等の解決)

1. 弊社および契約者は、本約款の定めなきところ、または、解釈上の疑義が生じたときは、双方誠意の原則を以て解決に努めるものとします。

CMS 保守サービス約款

2. 万一、前項によっても本約款に関わる紛争が解決できず、裁判、調停が必要となった場合には弊社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所として解決するものとします。

第19条 (準拠法)

1. 本約款及び利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。